

第1回

相模原・津久井地域合併協議会

日時：平成17年5月16日（月）午後4時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

<相模原・津久井地域合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL(042)769-8206（直通） FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

目 次

議 事

<報告事項>

報告第1号	相模原・津久井地域合併協議会規約について	1
報告第2号	相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程について	7
報告第3号	相模原・津久井地域町合併協議会専門部会規程について	9
報告第4号	相模原・津久井地域合併協議会事務局規程について	11
報告第5号	相模原・津久井地域合併協議会財務規程について	13
報告第6号	相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程について	15
報告第7号	相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程について	17

<協議事項>

協議第1号	平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について	19
協議第2号	平成17年度相模原・津久井地域合併協議会予算について	20
協議第3号	合併協定項目について	21
協議第4号	合併の方式について	29
協議第5号	事務事業一元化の基本方針について	32

そ の 他

(1)	相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール(案)について	35
(2)	今後の協議会開催日程(案)について	36

報告第1号

相模原・津久井地域合併協議会規約について

平成17年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会規約について、次のとおり報告する。

平成17年5月16日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原・津久井地域合併協議会規約

(設置)

第1条 相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町(以下「関係市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 合併協議会の名称は、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 合併の是非を含めた関係市町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町の合併に関し必要な事項に関する協議

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、相模原市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長3人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、関係市町の長の協議により、次条第1項本文の規定に基づき委員となるべき者のうちから、これを選任する。

2 会長は非常勤とし、その任期は協議会の解散の日までとする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、前条第1項の規定により会長に選任された者を除く。

- (1) 関係市町の長
- (2) 関係市町の議会の議長
- (3) 関係市町の議会が選出した議員 各3人
- (4) 関係市町の長が協議して定めた学識経験を有する者 30人以内

2 委員は、非常勤とし、その任期は協議会の解散の日までとする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項について、あらかじめ副会長及び委員に通知するとともに、関係市町の掲示場へ掲示し、並びに協議会の広報紙及びホームページへ掲載しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、公開を原則とする。

4 会議の運営に当たっては、関係市町の住民意見が反映されるよう公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

5 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、協議会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長の求めに応じ、会議に出席し、意見を述べ、又は説明を行うことができる。

(委員会)

第12条 会長は、第3条に規定する事務の一部について調査又は審議させるため、協議会に委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第13条 会長の指示する事項について協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、関係市町の長が指定した者をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第15条 協議会の運営に要する費用は、関係市町の長が協議の上、関係市町が負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、関係市町の長が協議して定めた者3人に会長が委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた者は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務について必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 前項の場合において、財産処分を必要とするときは、関係市町の協議により行うものとする。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

相模原・津久井地域合併協議会規約に基づく協議書

相模原市長、城山町長、津久井町長及び相模湖町長(以下「関係市町の長」という。)は、相模原・津久井地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第6条第1項、第15条及び第16条第1項に規定する関係市町の長が協議して定める事項について、次のとおり協議したので、協議書を締結する。

1 会長及び副会長(規約第6条第1項関係)

- (1) 会長は、相模原市長とする。
- (2) 副会長は、城山町長、津久井町長及び相模湖町長とする。

2 経費の支弁(規約第15条関係)

相模原・津久井地域合併協議会の運営に要する経費は、相模原市については2,250万円とし、城山町、津久井町及び相模湖町については、それぞれ750万円とする。

3 監査(規約第16条1項関係)

監査は、次の者に委嘱して行う。

- (1) 有山 正則(城山町代表監査委員)
- (2) 渋谷 幸夫(津久井町代表監査委員)
- (3) 加藤 純久(相模湖町代表監査委員)

4 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に協議書を取り交わすものとする。

5 この協議書に定めのない事項又はこの協議書に疑義を生じたときは、関係市町の長が協議して定めるものとする。

6 この協議書は、相模原・津久井地域合併協議会が解散した時にその効力を失うものとする。

この協議書の成立を証するため、本書4通を作成し、関係市町の長が署名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成17年4月1日

相模原市長 小川 勇 夫

城山町長 小林 正 明

津久井町長 天 野 望

相模湖町長 溝 口 正 夫

相模原・津久井地域合併協議会規約に基づく協議書

相模原市長、城山町長、津久井町長及び相模湖町長(以下「関係市町の長」という。)は、相模原・津久井地域合併協議会規約第7条第1項第4号に規定する関係市町の長が協議して定める事項について、次のとおり協議したので、協議書を締結する。

1 委員

学識経験を有する者は、次の者とする。

- (1) 井口 学 (相模原青年会議所理事長)
- (2) 石川 幸夫 (相模湖町自治会代表)
- (3) 一戸 法子 (特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事)
- (4) 内田 昭和 (元相模原・津久井地域合併協議会 (任意協議会) 委員)
- (5) 大竹 栄 (相模湖町PTA連絡協議会女性理事)
- (6) 尾崎 洋子 (津久井町婦人会連絡協議会会長)
- (7) 落合 宣明 (津久井町社会福祉協議会会長)
- (8) 河本 洋次 (相模原商工会議所会頭)
- (9) 串田 茂美 (元相模原・津久井地域合併協議会 (任意協議会) 委員)
- (10) 窪田 雅詞 (元相模原・津久井地域合併協議会 (任意協議会) 委員)
- (11) 小磯 義範 (相模原市社会福祉協議会会長)
- (12) 小嶋 重春 (元相模原・津久井地域合併協議会 (任意協議会) まちづくりの将来ビジョン検討委員会委員)
- (13) 小林 弘 (神奈川県津久井地域県政総合センター所長)
- (14) 齋藤 久雄 (元相模原・津久井地域合併協議会 (任意協議会) 委員)
- (15) 関戸 昌邦 (津久井町商工会会長)
- (16) 高城 正勝 (津久井郡農業協同組合専務理事)
- (17) 高橋 幸一 (津久井青年会議所理事長)
- (18) 田中 克己 (神奈川県広域行政担当部長)
- (19) 所谷 嘉昭 (相模湖観光協会会長)
- (20) 中里 州克 (元相模原・津久井地域合併協議会 (任意協議会) 委員)
- (21) 永井 充 (元相模原・津久井地域合併協議会 (任意協議会) まちづくりの将来ビジョン検討委員会委員)
- (22) 西川 堯 (津久井町自治会連合会会長)
- (23) 根岸 清 (相模原市農業協同組合専務理事)
- (24) 前田 建二 (相模湖町商工会副会長)
- (25) 三橋 豊 (相模原市自治会連合会会長)
- (26) 宮崎 嘉博 (相模湖町社会福祉協議会会長)
- (27) 森 繁之 (相模原津久井地域連合事務局長)
- (28) 矢越 孝裕 (元相模原・津久井地域合併協議会 (任意協議会) まちづくりの将来ビジョン検討委員会委員長)
- (29) 柳川 静徳 (元相模原・津久井地域合併協議会 (任意協議会) 委員)
- (30) 湯川 齊 (津久井町観光協会会長代行)

- 2 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に協議書を取り交わすものとする。
- 3 この協議書に定めのない事項又はこの協議書に疑義を生じたときは、関係市町の長が協議して定めるものとする。
- 4 この協議書は、相模原・津久井地域合併協議会が解散した時にその効力を失うものとする。

この協議書の成立を証するため、本書4通を作成し、関係市町の長が署名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成17年4月25日

相模原市長 小 川 勇 夫

城山町長 小 林 正 明

津久井町長 天 野 望

相模湖町長 溝 口 正 夫

報告第2号

相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程について

平成17年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程について、次のとおり報告する。

平成17年5月16日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項について協議又は調整をする。

- (1) 協議会の会議に提案すべき事項
- (2) その他協議会の運営について必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、幹事4人をもって組織する。

- 2 幹事は、協議会を構成する市町（以下「関係市町」という。）の助役（2人以上の助役を置く市町にあつては、当該市町の長が指名する助役）をもって充てる。ただし、助役が欠けた市町にあつては、当該市町の長が指定する職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長1人を置く。

- 2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。
- 3 幹事長は、幹事会を主宰し、幹事会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、幹事長が必要に応じて開催する。

- 2 幹事長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係市町の職員その他の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 規約第3条に規定する事務について、専門的に協議又は調整をするため、幹事会に関係市町の職員によって構成する専門部会を置く。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、会長が指定した幹事が開催する。

報告第3号

相模原・津久井地域合併協議会専門部会規程について

平成17年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会専門部会規程について、次のとおり報告する。

平成17年5月16日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原・津久井地域合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程第6条第2項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会（以下「協議会」という。）の専門部会の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 専門部会の委員（以下「部会員」という。）は、別表に掲げる専門部会ごとに、協議会を構成する市町（以下「関係市町」という。）の部長相当職又は課長相当職をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第3条 専門部会に部会長及び副部会長1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

3 部会長は、専門部会を主宰し、専門部会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、部会長が必要に応じて開催する。

2 部会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係市町の職員その他の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する専門部会の部会長と協議の上、合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第5条 部会長は、必要に応じ、専門部会に分科会を置くことができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 各専門部会の庶務は、部会長の属する市町において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に行われる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、幹事会の幹事長が指定した部会員が開催する。

別表（第2条関係）

専 門 部 会
企画部会
総務部会
財務部会
保健福祉部会
保健所部会
市民部会
経済部会
環境保全部会
環境事業部会
都市部会
建築部会
土木部会
管理部会
学校教育部会
生涯学習部会
議会部会
選挙管理委員会部会
監査委員部会
農業委員会部会
消防部会
会計部会

報告第4号

相模原・津久井地域合併協議会事務局規程について

平成17年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会事務局規程について、次のとおり報告する。

平成17年5月16日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原・津久井地域合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会及び委員会の会議に関すること。
- (2) 協議会の広聴及び広報に関すること。
- (3) 協議会の幹事会及び専門部会に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営について必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長2人その他必要な職員を置く。

2 事務局長には、相模原市企画部広域行政担当部長の職にある者をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局長があらかじめ指定した事務局次長がその職務を代理する。

3 前2項に掲げる職員以外の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(会長の決裁事項)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付すべき事項に関すること。
- (2) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (3) 規程等の制定改廃に関すること。
- (4) その他協議会の運営に係る重要事項に関すること。

(専決事項)

第6条 事務の専決については、相模原市事務専決規程（昭和61年相模原市訓令第2

号)の規定を準用する。この場合において、同規程中「市長」とあるのは「会長」と、「助役」、「部長」又は「次長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局次長」と読み替えるものとする。

(公印)

第7条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途、管理者及び個数は、別表のとおりとする。

(職員の勤務条件等)

第8条 職員の勤務条件及び服務については、それぞれの職員が属する市町の例によるものとする。ただし、職員の勤務時間については、相模原市の例による。

(職員の給与等)

第9条 職員の給与については、それぞれの職員が属する市町の負担とする。

2 職員の旅費については、相模原市の一般職の職員の例により算出し、協議会が支給する。

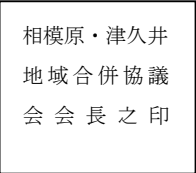
(事務の処理方法)

第10条 この規程に定めるもの及び別に定めのあるもののほか、事務局の事務の処理方法については、相模原市の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

名 称	相模原・津久井地域合併協議会会長之印
ひ な 形	 <p>相模原・津久井 地域合併協議 会会長之印</p>
寸 法	方21ミリメートル
書 体	てん書
用 途	会長名をもってする文書用
管 理 者	事務局長が指定する事務局次長
個 数	1

報告第5号

相模原・津久井地域合併協議会財務規程について

平成17年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会財務規程について、次のとおり報告する。

平成17年5月16日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原・津久井地域合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会（以下「協議会」という。）の財務について必要な事項を定める。

(協議会の予算)

第2条 協議会の予算は、規約第15条の規定による負担金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の執行に要する経費（協議会事務局の職員の給与等協議会が負担しないものを除く。）をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

(予算の款及び項の区分)

第3条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるものの以外の款及び項の区分を定めることができる。

(予算の補正)

第4条 会長は、協議会に係る既定の予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する金融機関に預けて保管するものとする。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会の出納員を命ずる。

2 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算)

第7条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に決算を調製し、規約第16条第1項に規定する協議会の出納を監査する者の監査を受け、協議会の認定に付さなければならない。

2 会長は、前項の規定により、協議会の認定を受けたときは、当該決算書の写しを協議会を構成する市町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、相模原市の例によるものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる帳簿等を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算経理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要があると認める書類

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

款	項
1 負担金	1 負担金
2 諸収入	1 諸収入

別表第2 (第3条関係)

款	項
1 事業費	1 事業推進費
2 総務費	1 事務局費
3 予備費	1 予備費

報告第6号

相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程について

平成17年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程について、次のとおり報告する。

平成17年5月16日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会規約第10条第5項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営について必要な事項を定める。

(議長等の責務)

第2条 会議の議長（以下「議長」という。）は、迅速かつ能率的な会議運営に努めなければならない。

2 協議会の委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第3条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(議事の進行)

第4条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が一致しない場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決するものとする。

2 前項ただし書の規定による表決を行った場合は、その旨を会議録に記載しなければならない。

3 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(関係者の出席)

第5条 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、会議の一部又は全部を傍聴させないことができる。

2 会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定める。

(規律)

第7条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動をしてはならない。

2 前項の規定に違反する者がいるときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、

これを退場させることができる。

(会議録)

第8条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要であると認めた事項

2 会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、議長が指名する2人の委員の署名をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された資料は、公開を原則とする。

2 前項の公開は、閲覧、写しの交付その他会長の定める方法により行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

報告第7号

相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程について

平成17年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程について、次のとおり報告する。

平成17年5月16日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(定員)

第3条 一般席の定員は、50人とする。ただし、会場の都合により、定員を増減することができる。

(傍聴の手続)

第4条 一般席において、会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。この場合において、傍聴しようとする者の数が傍聴席数を超えるときは、抽選で受付を行う。

(会場に入場することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - (2) 旗、のぼり、垂れ幕、プラカード等氣勢を示すおそれのある物を携帯している者
 - (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機(携帯電話機等を除く。)、録音機、ビデオカメラ、写真機の類を携帯している者。ただし、報道関係者席において、会議を傍聴しようとする者を除く。
 - (5) 酒気を帯びていると認められる者
 - (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
- (傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。

(会議非公開時の傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて協議会事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が第6条の規定に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

協議第 1 号

平成 17 年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について

平成 17 年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について、次のとおり協議を求める。

平成 17 年 5 月 16 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

平成 17 年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画

1 会議の開催

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町（以下「1市3町」という。）の合併に関する協議等を行うため、合併協議会の会議を開催する。

2 合併市町村基本計画の作成

合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針及び事業に関する事項並びに財政計画等を作成する。

3 行政制度等の調整方針の協議

主要な行政制度等について、合併協定項目として調整方針を協議する。

4 合併協定書の調印

合併市町村基本計画の作成及び行政制度等の調整方針の協議に基づいて、1市3町が合併に合意した場合には、合併協定書の調印を行う。

5 広報の実施

合併協議会だよりの発行及びホームページの開設等による情報提供、意見の募集を行う。

協議第 2 号

平成 17 年度相模原・津久井地域合併協議会予算について

平成 17 年度相模原・津久井地域合併協議会予算について、次のとおり協議を求める。

平成 17 年 5 月 16 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

平成 17 年度相模原・津久井地域合併協議会予算

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 45,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

別表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 負担金	1 負担金	45,000
歳入	合計	45,000

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		38,072
	1 事業推進費	38,072
2 総務費		6,850
	1 事務局費	6,850
3 予備費		78
	1 予備費	78
歳出	合計	45,000

協議第 3 号

合併協定項目について

相模原・津久井地域合併協議会における合併協定項目について、次のとおり協議を求める。

平成 17 年 5 月 16 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

合併協定項目

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 7 特別職の身分の取扱い
- 8 一般職の職員の身分の取扱い
- 9 財産の取扱い
- 10 条例、規則等の取扱い
- 11 事務組織及び機構の取扱い
- 12 行政連絡機構の取扱い
- 13 慣行の取扱い
- 14 公共的団体等の取扱い
- 15 町名・字名の取扱い
- 16 土地利用の取扱い
- 17 上下水道事業の取扱い
- 18 地方税の取扱い
- 19 国民健康保険事業の取扱い
- 20 介護保険事業の取扱い
- 21 保健衛生事業の取扱い
- 22 使用料、手数料の取扱い
- 23 補助金、交付金等の取扱い
- 24 一部事務組合等の取扱い
- 25 清掃事業の取扱い
- 26 消防業務及び消防団の取扱い
- 27 防災事業の取扱い

- 28 地域自治区等の設置及び都市内分権
- 29 各種事務事業の取扱い
- 30 合併市町村基本計画

協定項目の内容

協定項目	内 容
1 合併の方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新設合併」又は「編入合併」のどちらの形態とするか協議する。 ・ 合併の方式により、新市の名称、首長、議会議員、農業委員会委員、条例規則等の取扱いが異なる。
2 合併の期日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への周知期間を考慮する必要がある。 ・ 住民サービスに影響が出ないように準備期間を考慮する必要がある。 ・ 電算システムの統合に要する期間を考慮する必要がある。
3 新市の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の方式によりその取扱いが異なる。新設合併の場合は、すべての市町村が廃されるため、新しい名称を決定しなければならない。
4 新市の事務所の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設合併の場合には新たに事務所の位置を決定しなければならない。 ・ 新市の事務所の位置を決定するにあたっては、地方自治法第4条第2項に基づき、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
5 議会議員の定数及び任期の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併新法により、合併後の一定期間に限り、議会議員の定数や在任に関する特例措置が認められているため、この措置を適用するか否かについて協議する。 ・ 特例措置の内容は、合併の方式により異なる。
6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併新法により、合併関係市町村（市町村の合併により区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村）の農業委員会の選挙による委員の数及び任期については、特例措置が認められているため、この措置を適用するか否かについて協議する。 ・ 農業委員会等に関する法律により、市町村面積が 24,000ha 以上、又は農地面積が 7,000ha 以上のいずれかの要件を満たしたときは、市町村の区域を分けて、2以上の農業委員会を置くことができ、この場合における市町村合併の場合の農業委員会の存続並びに委員及び職員の身分については特例措置が認められているため、この措置を適用するか否かについて協議する。 ・ 特例措置は、合併の方式により異なる。

7 特別職の身分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設合併をする市町村又は編入合併で編入される市町村においては、首長、助役、収入役、各種審議会委員等の特別職の委員は失職するが、合併に関与した市町村の特別職の職員が失職することにより合併後の事務の推進に支障が生じる可能性もあることから、新市町村において当分の間、参与、顧問等の特別職として位置付ける事例があるため、これら特別職の職員をどのように処遇するのかを協議する。
8 一般職の職員の身分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併新法により、合併関係市町村は、その協議により、合併の際、現にその職にある一般職の職員が引き続き新市町村の職員としてその身分を保有するように措置しなければならないと定められているため、合併関係市町村の一般職の職員を新市の職員として引き継ぐ旨の協議を行う。
9 財産の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町が保有している財産（公有財産、物品及び債権並びに基金）の取扱いを協議する。
10 条例、規則等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設合併の場合においては、関係市町の条例、規則等は全て失効し、新市の条例、規則等が施行されることになる。 ・ 新市の条例、規則等が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行されていた条例、規則等を新市の条例、規則等として当該地域に引き続き施行することができるほか、必要に応じて、首長の職務執行者が専決処分によって条例を制定することもできるため、新市の発足の日に事務処理に不都合のないようにしておく必要がある。 ・ 編入合併の場合、編入される市町村の条例、規則等は失効し、編入する市町村の条例、規則等が施行されることになる。なお、編入する市町村は、協議によって定めた各種特例のうち、条例で定める必要のあるものの処理、新たに編入する市町村の施設として設置するための条例、規則等の整備を行う必要がある。
11 事務組織及び機構の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設合併の場合は、条例や規則等に基づいて、組織や機構を新たに設置する必要がある。 ・ 編入合併の場合は、編入する市町村の組織や機構が編入される市町村の事務に対応できるように、必要に応じて機構改正を行い、円滑に事務引継ぎができるように措置する必要がある。 ・ 本庁組織のほか、出先機関、附属機関等の取扱いについても協議する。

1 2 行政連絡機構の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 町内会、自治会等住民自治組織への広報紙の配布委託等、行政連絡事務の機構の取扱いについて協議する。
1 3 慣行の取扱い <ul style="list-style-type: none"> 市章 市の花、木、鳥、歌等 市の憲章、宣言 市の行事 名誉市民及び市政功労者等 	<ul style="list-style-type: none"> 各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきが強いものがあるため、地域の特性や住民生活に十分配慮しながら、その取扱いについて協議する。
1 4 公共的団体等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 公共的団体等とは、地方自治法第157条の公共的団体等と同義で、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営む全ての団体を含み、法人格を持つかどうかは問わない。 合併新法では、合併関係市町の区域内の公共的団体等は、市町村合併に際し、新市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとしている。 できるだけ公共的団体等の統合がなされるよう検討し、公共的団体等の理解を求める必要がある。
1 5 町名・字名の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 町名、字名の取扱いについて協議する。 合併の際に、町、字の名称を変更しようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。
1 6 土地利用の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 合併後の新市における一体性の確保に資するため、都市計画区域の統合及び線引きの実施など、土地利用の取扱いについて協議する。
1 7 上下水道事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 使用料、加入金、分担金、助成制度、給水（処理）区域、事業会計、基金、基盤整備、維持補修等の調整について協議する。

18 地方税の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 地方税制法上、市町村が課することのできる税のうち、税率が法で定められ、変更の余地のない税率により全ての市町村が課している税目以外に、関係市町村間で税率が異なる場合や課税する税目が異なる場合がある。合併新法により、合併年度と引き続く5年間は、地域の実情に併せた不均一課税や課税免除が認められるため、その取扱いについて協議する。 不均一課税及び課税免除を行う場合は、税条例改正等の手続きを行う必要がある。 合併関係市町において、すでに、不均一課税及び課税免除が行われていた場合、その取扱いについても協議する必要がある。
19 国民健康保険事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険事業は、市町村が保険者になり運営しているが、賦課方式（税方式か保険料か）、保険料（税）率、納期、給付内容等が各市町村によって異なり、一元化を図る必要があるため、その取扱いについて協議する。 一元化を図る場合、住民の負担と給付内容について、新市の住民間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないように、その経理内容の実情把握を行い、制度の効率化と円滑な統一に向けて十分な調整が必要である。 保険料（税）の不均一賦課についても協議する必要がある。
20 介護保険事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 保険料や納期、給付、提供サービス内容等が各市町によって異なり、一元化を図る必要があるため、その取扱いについて協議する。 保険料の不均一賦課についても協議する必要がある。
21 保健衛生事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 各種保健事業、予防対策事業、救急医療、保健所業務等の実施内容、実施体制等について協議する。
22 使用料、手数料の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 関係市町の各種行政サービスや使用料等の調整について協議する。これらは、住民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、急激な変化を生じさせないように十分に留意しながら、他の使用料とのバランスや合併後の健全経営の観点から総合的に調整する必要がある。
23 補助金、交付金等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 過去の経緯や実情等に配慮しつつ、新市における必要性や効果、財政状況等の観点から内容を検討し、調整を図る。

<p>2 4 一部事務組合等の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部事務組合 ・ 公社、事業団等 ・ 第三セクター ・ その他協議会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併に伴い、市町村の法人格が消滅するため、一部事務組合により広域行政事務を共同で行っている関係自治体と協議のうえ、その取扱いを決めておく必要がある。 ・ 新設合併の場合又は一部事務組合を構成する市町村が編入される場合は、一部事務組合の脱退の手続きが必要になる。この場合、引き続き元の一部事務組合で事務を処理する場合には、改めて新市の加入の手続きが必要になる。なお、引き続き一部事務組合で事務を処理する場合には、当該事務処理をどの範囲で行うかについて関係市町村間の協議が必要である。場合によっては、従前の構成市町村のみの区域で従来と同様の共同処理を行うことも考えられる。 ・ 合併関係市町村が一部事務組合の構成市町村を包括する場合は、市町村間での共同処理事務がなくなり、当該一部事務組合が有する財産等は、通常新市町村にそのまま引き継がれることになる。 ・ 一部事務組合の構成市町村の増減、規約の変更等には県知事の許可を要するとともに、これらに係る構成市町村の協議には、当該構成市町村の議会の議決を要する。 ・ 関係市町村において、同種の公社、事業団、第三セクター等がある場合、その統合整備について協議する。 ・ 地方自治法による協議会については、一部事務組合と同様の取扱いとなる。
<p>2 5 清掃事業の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみやし尿の収集と処理等について、制度の調整や統一について協議する。
<p>2 6 消防業務及び消防団の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、救急業務の一体性を速やかに確立するため、その取扱いについて協議する。 ・ 消防団の組織構成、待遇等は各市町において異なるため、その取扱いについても協議する。
<p>2 7 防災事業の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策、防災計画等の取扱いについて協議する。 ・ 災害時における指揮命令系統に支障が生じないよう早期に調整しておく必要がある。 ・ 防災計画は、新市において速やかに策定する必要がある。 ・ 防災無線の統合も協議しておく必要がある。
<p>2 8 地域自治区等の設置及び都市内分権</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町の歴史、文化、生活様式など各地域の伝統や特性を尊重し、個性豊かな地域が共存する都市内分権の具体的な方法等について協議する。 ・ 新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるため、地域自治区等の設置の可否及び内容について協議する。

29 各種事務事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育、福祉、産業、建設などあらゆる分野の行政サービスや住民負担、独自の事務事業、制度等の取扱いについて協議する。
30 合併市町村基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針及び事業に関する事項並びに財政計画等を作成する。

※ 「各種事務事業の取扱い」は、事務事業一元化作業の進捗に応じ、協議会へ随時提案するものとする。

協議第4号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり協議を求める。

平成17年5月16日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

合併の方式は、城山町、津久井町及び相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。

なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を活かしたまちづくりを進める。

編入合併と新設合併の比較

		編入合併	新設合併
定 義		市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		編入する市町村の法人格が継続する。	新たに法人格が発生する。
合併市町村の名称		編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することができる。	新たに制定する。
市町村の長		編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。	消滅する合併関係市町村の長は失職する。
議会の議員	原 則	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村において設置選挙を行う。
	特 例	次のいずれかによることができる。 ① 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。 (増加分は編入された区域に配分) ② 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。	次のいずれかによることができる。 ① 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2倍まで）とする。 ② 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。

		編入合併	新設合併
農業委員会の委員(合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	原則	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。	消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。
	特例	編入される市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。	合併関係市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は80人までの範囲で、1年以内の間、在任できる。
特別職の職員		編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。	消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。(新たに選任する。)
条例・規則		編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)	消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。(新たに制定する。)

(注) 農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

協議第5号

事務事業一元化の基本方針について

事務事業一元化の基本方針について、次のとおり協議を求める。

平成17年5月16日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

事務事業一元化の基本方針

1 基本原則

(1) 一体性の確保

新市に移行する際、住民の生活に支障をきたさないようできるだけ早く一体性を確保できるよう調整する。ただし、従来の経緯や財政への影響を勘案し、早期に統一できないものについては、段階的に調整する。

(2) 住民福祉の向上

現在、各市町で行っている各種行政サービスについては、住民とのパートナーシップの観点からサービス水準や内容を十分検討し、より効果的な方法で住民福祉の向上が図られるよう調整に努める。

(3) 負担の公平

使用料・手数料や地方税など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努める。

(4) 健全な財政運営

新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権の時代に対応した健全財政に努める。

(5) 行政改革の推進

事務事業の調整を図る際には、社会情勢の動向も踏まえ、事業の妥当性・必要性についても十分検討を行い、行政改革を推進する観点から、事務事業の見直しに努める。

(6) 地域特性の尊重

各市町が実施してきた事業のうち、それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた事業等については、それぞれの地域が有する特性を活かした魅力あるまちづくりの実現に向け、地域特性の尊重に努める。

2 調整方針

(1) 新市における住民福祉の向上に向け、基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一・調整を図る。

(2) 関係市町の制度のうち、地域特性を有するもの、合併後ただちに統一・実施することで、住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定等、円滑な移行に向けた調整を図る。

3 調整方針の区分

事務事業一元化の調整方針の決定にあたっては、次表に掲げる区分を基準として、定める。

調整方針の区分		調整方針の具体例
現行	①現行のまま存続	<ul style="list-style-type: none">・ 現行のまま新市に引き継ぐ。
統合	②合併時に統合	<ul style="list-style-type: none">・ 合併時に相模原市の制度に統合する。・ 合併時に相模原市の制度を適用する。
	③速やかに統合	<ul style="list-style-type: none">・ 合併後速やかに相模原市の制度に統合する。・ 合併後速やかに相模原市の制度を適用する。・ 合併後速やかに新市において検討する。
	④段階的に統合	<ul style="list-style-type: none">・ 合併後3年（5年）以内に相模原市の制度に統合する。・ 合併後3年間（5年間）で相模原市の制度を適用する。・ 合併後3年間（5年間）で段階的に相模原市の制度に統合する。・ 合併後3年（5年）を目途に、新市において検討する。
廃止	⑤廃止の方向で調整	<ul style="list-style-type: none">・ 合併時に廃止する。・ 合併後速やかに廃止する。・ 合併後3年（5年）以内に廃止する。・ 合併後3年間（5年間）で廃止する。・ 合併後3年間（5年間）で段階的に廃止する。

※ 経過措置の期間の設定については、原則として3年間とする。ただし、3年間で統合することが極めて困難な場合は、5年間とする。

4 事務事業の協議ランクと調整方針の決定区分

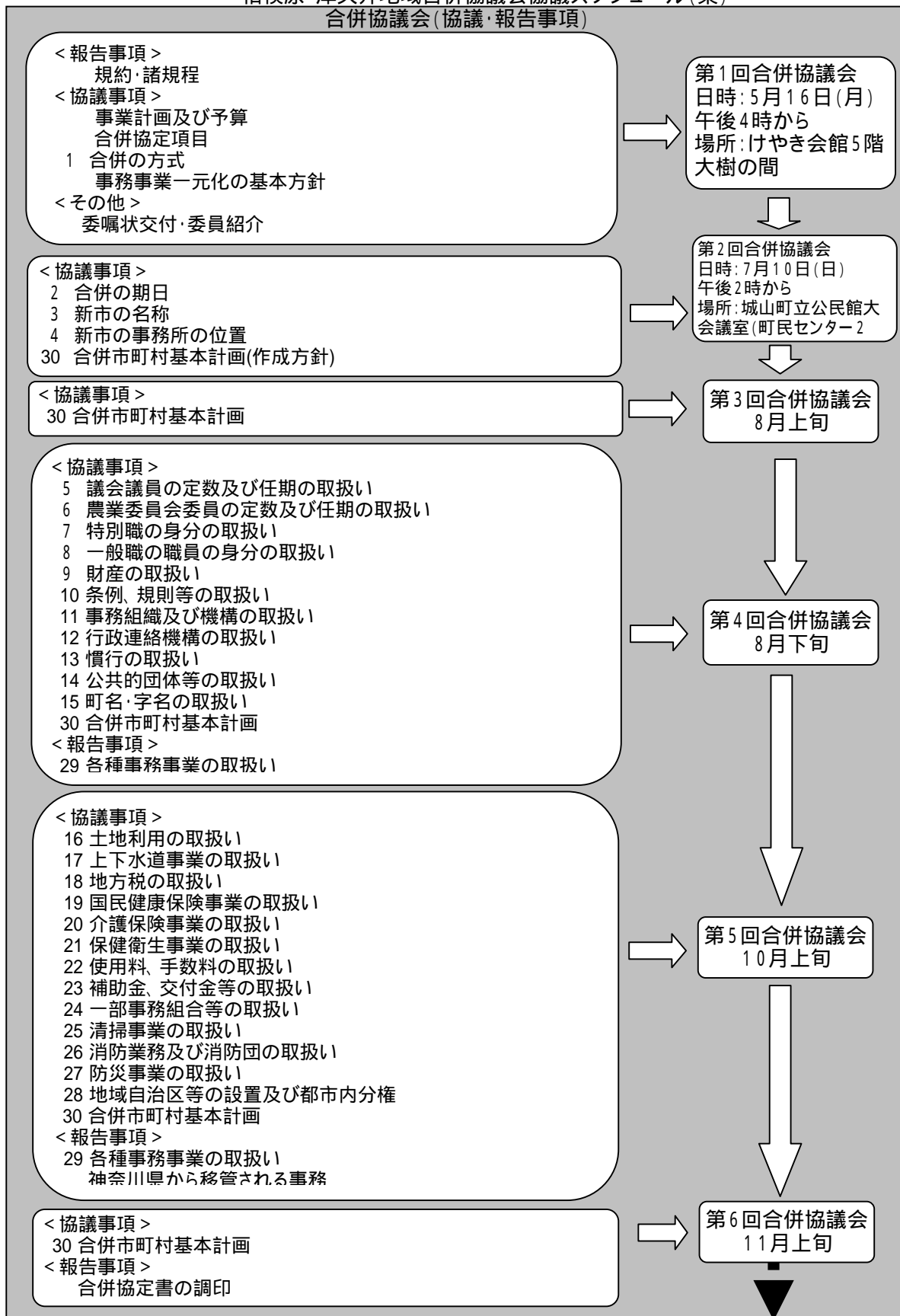
事務事業の調整方針の決定にあたっては、次表に掲げる協議ランク設定基準により定めた協議ランクに応じた決定組織において行う。

ランク A	合併協議会で協議すべきもの (1) 合併の基本4項目とされているもの 「合併の方式」「合併の期日」「新市の名称」「新市の事務所の位置」 (2) 市町村の合併の特例等に関する法律等に規定されているもの 「議会議員の定数及び任期の取扱い」「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」「特別職の身分の取扱い」「一般職の職員の身分の取扱い」「地方税の取扱い」など (3) 住民生活に関わり合いの深い給付と負担に直結するもの 「国民健康保険事業の取扱い」「介護保険事業の取扱い」「保健衛生事業の取扱い」「使用料、手数料の取扱い」「補助金、交付金等の取扱い」など (4) 各市町の地域の実情、特性などから協議が必要なもの 「土地利用の取扱い」「上下水道事業の取扱い」「清掃事業の取扱い」「消防業務及び消防団の取扱い」など (5) 各種事務事業のうち、一元化するための調整が特に困難であるもの
ランク B	専門部会、幹事会で協議し、合併協議会に報告するもの 各市町で実施している事務事業の一元化にあたって、財政的な影響が大きいもの
ランク C	専門部会で協議し、幹事会、合併協議会に報告するもの 各市町で実施している事務事業の一元化にあたって、各市町の事務事業の内容が同様なもの又は相違の比較的軽微なもの

その他

(1) 相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール(案)について

相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール(案)
合併協議会(協議・報告事項)



協議事項は、そのまま合併協定項目に移行することを想定しているが、協議の過程で適宜追加等を行うものとする。協議会において、協議事項の協議が調わなかった場合には、継続協議として次回以降の会議に改めて諮るものとする。各種事務事業の取扱いは、専門部会の調整状況を見ながら、随時幹事会、協議会に諮るものとする。

(2) 今後の協議会開催日程(案)について

第2回相模原・津久井地域合併協議会（予定）

日 時：平成17年7月10日（日）午後2時から

場 所：城山町立公民館大会議室（町民センター2階）

